

草加市道路維持管理システム導入  
に係る公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 7 月

草加市

## 草加市道路維持管理システム導入に係る公募型プロポーザル募集要領

### 目次

|    |                |           |
|----|----------------|-----------|
| 1  | 名称             | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2  | 業務概要           | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 3  | 履行期間           | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 4  | 業務規模           | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 5  | 参加資格           | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 6  | スケジュール         | ・ ・ ・ ・ 2 |
| 7  | 参加表明書の提出及び書類審査 | ・ ・ ・ ・ 2 |
| 8  | 提案書の提出要請       | ・ ・ ・ ・ 3 |
| 9  | 提案書の提出         | ・ ・ ・ ・ 3 |
| 10 | 提案に関する質問及び回答   | ・ ・ ・ ・ 4 |
| 11 | プレゼンテーションの実施   | ・ ・ ・ ・ 4 |
| 12 | 受託候補者の選定       | ・ ・ ・ ・ 5 |
| 13 | 契約の締結          | ・ ・ ・ ・ 5 |
| 14 | 提案書等の無効        | ・ ・ ・ ・ 5 |
| 15 | その他            | ・ ・ ・ ・ 6 |
|    | 事務担当部署         | ・ ・ ・ ・ 6 |
|    | 別表（選定基準）       | ・ ・ ・ ・ 7 |

## 草加市道路維持管理システム導入に係る公募型プロポーザル募集要領

### 1 名称

草加市道路維持管理システム導入

### 2 業務概要

本システムを導入することにより、スマートフォン等を利用して要望受付や道路パトロール業務を行い、報告書の自動作成及び住民からの要望受付機能を一元的に管理し、市道等の維持管理を効率的に行うことを目的とします。

業務内容の詳細については、別に示す仕様書のとおりとします。

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 業務規模

本業務の上限価格は、6,527,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※システム導入後の保守及び機器の使用における令和8年度以降の年間価格について、上限価格の40%以内を想定しています。

### 5 参加資格

本業務に係る提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者としてします。

- (1) 現在、有効な草加市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 草加市の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 地方公共団体等において、類似する事業（スマートフォン等とクラウドを活用した道路又は河川維持管理支援システムに関する業務又は物品調達）の実績があること。
- (5) プライバシーマーク付与事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者、若しくは、これらに準ずる公的な資格を取得し個人情報保護措置を講じた体制の整備を行っていること。
- (6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。

## 6 スケジュール

### (1) 参加表明・質問提出期限

令和7年7月28日（月）午後5時

### (2) 質問回答

令和7年8月 1日（金）

### (3) 提案書・見積書提出期限

令和7年8月26日（火）正午

### (4) プレゼンテーション

令和7年8月29日（金）

※時間、場所等は、対象となるプレゼンテーション参加事業者に別途通知します。

### (5) 受託候補者決定

令和7年9月上旬

## 7 参加表明書の提出及び書類審査

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出し、書類審査を受けるものとします。

### (1) 提出書類

#### ① 参加表明書（様式1）

#### ② 会社概要（様式2）

#### ③ 業務実績（様式3）

本業務との類似性を重視し、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（町、村を除く。）が発注した道路維持管理支援業務（本業務との類似した業務に限る。）及びシステム開発業務（本業務に限らない。）について、合計6件まで記載できるものとします。道路維持管理支援業務及びシステム開発業務を一括して受託した場合、各業務としてではなく、1つの業務として記載します。同一発注者の業務については、主要なものを1件記載するものとします。記載した業務については、それを証する契約書等の写しを添付してください。

#### ④ プライバシーマークの付与又はISMSの認証を受けていること、若しくはこれらに準ずる公的な資格を取得していることが分かる書類

### (2) 提出部数

正本1部、副本6部（正本は原本、副本は写し）

### (3) 提出方法

持参のみ 開庁日（土・日・祝を除く。）

### (4) 提出期限

令和7年7月28日（月）午後5時まで

### (5) 受付時間

午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

### (6) 書類審査

草加市道路維持管理システム導入に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表に定める評価基準により、上記(1)の提出審査を実施します。

結果については、令和7年8月8日（金）以降、電子メールによる通知及び通知書の送付を行う予定です。

## 8 提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、参加資格を確認し、書面により提案書の提出を要請します。

なお、参加表明書を提出する業者が多数あった場合には、選定委員会において、別表に定める選定基準により7(1)の書類審査を実施し、提案者を制限することがあります。この場合、提案者とならなかった者には、書面によりその旨を通知します。

## 9 提案書の提出

上記8により提案書の提出を要請された業者は、次のとおり提案書等を提出するものとします。

### (1) 提出書類

#### ① 提案書（様式4）

#### ② 提案の詳細（任意様式）

別に示した仕様書を参照の上、別表の選定基準の各項目に準じ作成してください。各項目の細分化、項目の追加は認めます。

形式は、A4サイズ、横書き、フォントサイズを12ポイントとし（図式は除く。）、20ページ以内（表紙、目次は除く。）とし、簡潔で分かりやすい記述をお願いします。

#### ③ 工程表（様式5）

#### ④ 配置予定者調書（様式6）

統括責任者、管理者について、担当者ごとに作成してください。業務実績については、本業務との類似性、担当区分・業務内容との関連性が分かるように記載してください。記載した業務については、それを証する契約書等の写しを添付してください。

#### ⑤ 価格提案書（様式7）

項目ごとの金額を明示した内訳を作成し、添付してください。

### (2) 提出部数

正本1部、副本6部（正本は原本、副本は写し）

### (3) 提出方法

持参のみ

### (4) 提出期限

令和7年8月26日（火）正午まで（土・日・祝を除く。）

### (5) 受付時間

午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで

## 10 提案に関する質問及び回答

### (1) 質問書の提出

提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式 8）に質問事項を記載し、電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「草加市道路維持管理システム導入に係る公募型プロポーザルに関する質問（質問者名）」としてください。電話や窓口での質問は受け付けません。

なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡をお願いします。

### (2) 受付期間

令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 5 時まで

### (3) 質問に対する回答

提出された質問事項を取りまとめの上、参加表明書を提出した全事業者に対し、令和 7 年 8 月 1 日（金）までに電子メールにて回答する予定です。

この回答は、募集要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項追加又は修正とみなします。回答に対する再質問は原則受け付けません。また、募集要領や仕様書、様式の欄外に明記している場合には回答しないことがありますのでご了承ください。

## 11 プレゼンテーションの実施

提出した提案について、選定委員会に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

### (1) 実施予定日

令和 7 年 8 月 29 日（金）

※時間、場所等は、対象となる業者に別途通知します。

### (2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は 3 名以内とします。

原則として代表者、統括責任者、従業員等とします。

なお、コンサルタント・貴社と業務提携をしている業者は認めません。

### (3) 持ち時間

機器の接続、質疑応答 10 分程度を含め、30 分以内を予定しています。

持ち時間は業者数により、変更する場合があります。

### (4) その他

プレゼンテーションは提出した提案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとします。プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーン等については市で準備します。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、提案者で用意してください。

## 12 受託候補者の選定

選定委員会により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を受託候補者として選定します。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、選定します。

なお、最高得点となった者が選定委員会が定める基準点に満たなかった場合は、受託候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募します。

### (1) 選定基準

別表に定めるとおりです。

### (2) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、プレゼンテーション参加事業者全てに書面で通知するとともに、市のホームページで公開します。

なお、プレゼンテーションに応募した時点でホームページの公開にも了承したものとします。

## 13 契約の締結

上記12で選定された者と契約締結の交渉を行います。契約が成立しない場合は、選定委員会による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行います。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではありません。契約内容（金額・仕様・数量等）については市と協議の上、決定します。

## 14 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とします。

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

## 15 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等について、受託候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。
- (3) 提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがあります。提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。
- (5) 提出された書類等については、草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）の規定に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する場合があります。
- (6) 配置予定者調書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に市の了解を得るものとします。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者としてください。
- (7) 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とします。

### ● 担当部署

草加市 建設部 維持補修課 補修係

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

TEL：048-922-2412（直通）

FAX：048-922-3049

電子メール：kanrika@city.soka.saitama.jp

※本プロポーザルに関する書類の提出、質問等は全て上記担当部署で受け付けます。仕様書、各種様式等は全て草加市ホームページからダウンロードしてください。

別表（選定基準）

| No. | 評価項目        |                          | 評価の視点・基準                                                                                                   |
|-----|-------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①   | 業務実績        | 同種業務・類似業務の実績             | 国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した道路又は河川維持管理支援業務及びシステム開発業務の元請としての受注実績があるか。                                          |
|     |             | 実績の活用                    | 同種業務・類似業務実績に基づくノウハウ・経験を本業務にいかせる可能性が高いか。                                                                    |
| ②   | 業務実施体制      | 配置予定従事者の実績・能力            | 配置予定者が、本業務に関係する資格や実績を有しているか。                                                                               |
|     |             | 実施体制                     | システム開発及びシステム導入後の試行期間において、適切なバックアップ体制がとられており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。                                           |
| ③   | 業務実施計画      | 工程                       | 実現可能な工程及び作業内容が明確に示されているか。                                                                                  |
| ④   | 特定テーマに対する提案 | 道路維持管理システムの機能            | 導入する道路維持管理システムの効果を高めるため、主な機能の要件である要望受付管理機能、道路パトロール日誌作成機能、データ管理機能（地図上でのデータベース化）を十分満たしているか。                  |
|     |             | 道路維持管理システムの拡張性           | 導入後でも AI などの最新技術を搭載・連携可能なシステムであるか。また、将来的に道路以外の分野への拡張性を有しているか。                                              |
|     |             | システムの利便性                 | 市民にとって、既存の申請サービスより操作しやすく、誤動作を生じにくい画面レイアウト・画面遷移構成になっているか。また、本市にとって、既存の要望受付システムより使いやすく、受付業務に係る業務の効率化が期待できるか。 |
| ⑤   | 事業者評価       | 上記以外の提案                  | 全体の要望受付のうち、本サービスの利用率を50%以上とする為に、より効果的な工夫について検討し、提案するサービス等があるか。                                             |
|     |             | プレゼンテーション                | 提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲と情熱が感じられるか。                                                         |
| ⑥   | 見積価格        | 提案に対する価格の妥当性(令和7年度)      | 提案内容に対して妥当な見積であるか。                                                                                         |
|     |             | 提案に対する価格の妥当性(令和8年度以降5年間) | 提案内容に対して妥当な見積であるか。                                                                                         |